

埼玉県警察本部が保有する個人情報の開示ができるよう体制整備の検討を求める意見書

昨今離婚が増加しているが、離婚が成立するまでに双方の合意形成や認識に齟齬があることを理由に時間を要するケースも見受けられる。特にDVを理由とする場合は被害者と加害者側の言い分のみでは正確な状況を把握できないケースもあり、特に加害者がDVをしたことに対する認識がない、または本当は認識していても裁判等でも認めないこともある。

そうした中でDVが発生した当初、警察に通報したことで発生した時の客観的な状況証拠を把握しているケースもある。裁判等でそうした認識の齟齬を解消するために、被害者または加害者が埼玉県警察本部に埼玉県個人情報保護条例第22条第1項に基づき、個人情報の開示を求めるケースも増加している。また同条例第22条第1項では「開示決定等は開示請求があった日から15日以内にしなければならない。」と規定している。しかし埼玉県警察本部においてはここ数年開示が延長される事例が著しく増加傾向にある。

ここ数年の請求の総数と延長件数そして総数に占める延長件数の割合は以下のとおりである。

2018年 請求総数 545件、延長件数 138件、割合 25.3%

2019年 請求総数 639件、延長件数 346件、割合 54.1%

2020年 請求総数 655件、延長件数 516件、割合 78.8%

2021年 請求総数 709件、延長件数 655件、割合 92.3%

2022年10月時点 請求総数 590件、延長件数551件、割合93.4%

開示請求の増加のため事務処理が滞っていることが延長の件数の増加の理由である。

結果、個人情報の開示延長により当初予定していた裁判等の日程が延長されたりする等、結果県民のサービスが低下しているとも言える。

よって、埼玉県警察本部には裁判等の証拠等のために開示請求された個人情報が、埼玉県個人情報保護条例第22条第1項に規定されている開示請求から15日以内に対応できるよう体制の整備を検討することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月21日

所 沢 市 議 会

提 出 先

埼玉県知事

埼玉県公安委員会委員長